聴覚に障害のある国民が

裁判員裁判へ十分に参加できるために

平成 21 年5月より裁判員裁判が開始されます。この裁判員として聴覚に障害のある国民が選任されることは十分に予想されます。また、裁判員に選任され、その職責を全うすることは国民の義務であると同時に権利でもあると思います。

しかし、聴覚に障害のある国民が裁判員の職責を果たすためには、審理場面、 評議場面で話されたことが正確に把握できなければなりませんし、審理場面で の質問や評議場面での意見陳述ができなければなりません。

そのためには、関係者への聴覚障害に対する理解の徹底と、参加を保障する条件の整備が不可欠のものとなります。

聴覚障害者の当事者団体である財団法人全日本ろうあ連盟、手話通訳者関係 団体である全国手話通訳問題研究会、日本手話通訳士協会は協議を行い、聴覚 に障害を持った国民の裁判員裁判への参加保障についてのガイドラインをまと めました。

裁判員裁判にかかわる諸機関にガイドラインを周知し、このガイドラインに 基づく裁判員裁判が実施されるよう要請いたします。

平成 21 年3月

財団法人全日本ろうあ連盟

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 130 SKビル8階 TEL: 03-3268-8847 FAX: 03-3267-3445

全国手話通訳問題研究会

〒602-0901 京都市上京区室町通今出川下ル 繊維会館内 TEL: 075-451-4743 FAX: 075-451-3281

日本手話通訳士協会

〒112-0014 東京都文京区関ロ1-7-5 メゾン文京関ロ805号 TEL: 03-6906-8360 FAX: 03-6906-8359

1. 聴覚障害の多様性

聴覚障害ほど現れる障害の形態が異なるものはありません。聴力障害の程度により、補聴器の装用により音声言語が聞き取れる人から、通常の音がまったく聞こえない人まで幅広く存在します。また、失聴した年齢により、本人の発語が他人に聞き取れる明瞭さを持った人から、コミュニケーションとして実用性を有していない人まで多様です。

さらに文章理解力についても、教育の有無、程度により大きく異なる場合が あります。

このように聴力障害の程度、失聴時期、受けた教育の有無、内容により現れる障害に多様性があるのが聴覚障害の特徴です。

2. 聴覚障害者の情報保障の多様性について

前述の聴覚障害の多様性から、聴覚障害者のコミュニケーション手段については、手話、口話(発音発語・読話)、残存聴力活用(補聴器利用)、要約筆記などがあります。コミュニケーション手段は、聴覚障害者個々により異なります。聴覚障害者本人が希望するコミュニケーション手段による情報保障が大切です。

聴覚障害者が裁判員の候補者として呼び出しを受け、面接の時から情報保障 は必要となります。事前質問票には「手話通訳」・「パソコンによる文字通訳」 など、情報保障手段の希望を記入する欄を設け、聴覚障害者本人が選択できる ようにすることが必要です。

3. 手話通訳者の派遣依頼方法について

現在、手話通訳者の派遣は、聴覚障害者情報提供施設や都道府県の聴覚障害者協会、聴覚障害者が関わる派遣センターなどが担っています。これらの機関では、手話通訳者の養成や登録試験も行っており、手話通訳者の派遣に関して十分な知識とノウハウを持っています。聴覚に障害のある裁判員に対してもこれら、現存のルートに乗って手話通訳者を派遣することが妥当であり、スムーズな派遣ができるものと考えます。

手話通訳者の派遣依頼については、手話通訳士が個別に、各裁判所に登録する方法ではなく、多くの手話通訳士が正規職員または登録通訳者として確保されている実態を鑑み、聴覚障害者情報提供施設等、都道府県における手話通訳等の派遣事業を行っている機関に依頼してください。なお、現存の手話通訳派遣機関については最終ページの各聴覚障害者団体へお問い合わせください。

4. 手話通訳を担当する者について

手話通訳士は平成元年に制定された厚生労働大臣公認の資格です。裁判員制度では正確な情報保障を確保するため、(手話通訳技能の程度により情報が歪んで伝わったり不正確であったりすることがないよう)公的評価を得た有資格者の配置が必要です。

裁判員裁判の手話通訳を担当する者は手話通訳士を基本としてください。

5. 同一裁判、同一手話通訳者を原則に

裁判員裁判では評議等の内容を他人に話すことは禁止されております。通常、手話通訳者が他の手話通訳者に引き継ぐ場合、対象の聴覚障害者の手話の特徴、理解力、話しの経過等の引継ぎをすることが普通です。しかし、裁判員裁判ではこのような引継ぎが可能かどうか、明確な指針が出されておりません。また、手話通訳者は対象者に応じて表現方法を変化させなければなりません。さらに手話通訳者を見る立場の聴覚障害者側にも、いわゆる「見慣れ」が生まれることにより、コミュニケーション濃度が濃くなる作用があります。

このような手話通訳の特性から考え、同じ手話通訳者が最初から最後まで手話通訳を担当することが、裁判員裁判の実質を確保するために必要な留意点です。

6. 手話通訳者確保のために

現在、手話通訳者や手話通訳士の中に手話通訳を専門の職業としている人は 少ない状況です。これは、日本の手話通訳者が奉仕員的活動からスタートして いることもあり、その身分保障が十分ではないからです。そのため、別の職を 持ちながら、土日や夜間の時間に手話通訳をしている方が多くいます。

裁判員として会社を休むことへの理解が得られることと同様に、裁判員裁判において、手話通訳士が手話通訳を行うことの意義について、社会的合意と理解が得られるよう企業等への働きかけが必要です。

また、手話通訳士の中には、公務員も多くいます。手話通訳士の確保のためには、行政で働く手話通訳士も「職務専従義務免除」等の方策により、裁判員制度に関する手話通訳を担うことができるよう、関係行政機関に対して国からの通知を出すなどの方策が有用です。

7. 手話通訳の料金について

手話通訳士は厚生労働大臣が認定した全国統一の資格です。地域によって手話通訳謝金が異なることがないようにするべきであると考えます。金額については、1時間当たり2万円以上が妥当と考えます。

8. 手話通訳者の人数について

手話通訳は、高度な技術と技術を発揮するための集中が求められる業務です。また、手話通訳者の健康管理の側面からも厚生労働省は『障害者生活訓練・コミュニケーション支援等事業の実施について』の通知の中に、『一人の手話通訳者が連続して通訳する時間は、原則として一時間以内にすること。なお、講演会等の場合は30分以内とすること』と明示されております。通常の手話通訳の場合でも長時間の業務が予想される場合は、複数の手話通訳者が派遣されます。手話通訳を行う場合、1名が手話通訳を行い、他の1名はその手話通訳者のフォローを行っています。その意味では休憩がないのに等しい状況に置かれ続け

このような理由から、1人の裁判員に対し、1名が通訳を担当し残り2名が待機して交代しながら対応できるよう、3名の手話通訳者の派遣が最適と考えます。

9. 手話通訳者の研修について

ています。

裁判員裁判の手話通訳を行う際に、司法についての基本的な知識や、裁判員制度についての知識、専門用語の理解は最低限必要です。また、専門用語を表す手話についても事前に知り、選任された裁判員の手話に対応できるようにしておく準備が必要です。

裁判員制度に従事する手話通訳者が職務の適切な執行のために、裁判所の責任において、派遣事業体と協力して研修を実施することが求められます。

10. 手話話通訳者がいる場合に関係者に知ってほしいこと

・特に評議の際に、複数の人が同時に発言をすると同時に通訳できません。そのため聴覚障害者は発言の機会を失ってしまうことにつながります。挙手等で発言者を明確にし、一人ずつ発言がおこなわれるよう、裁判長が進行をしていただきたい。また評議開始にあたっては、裁判官から他の裁判員の理解を求めるような配慮が必要です。

- ・聴覚障害者は手話通訳を見ながら他のものを見ることができないので、例えばモニターを見ながらの説明があると、モニターと手話通訳を同時に見て内容を把握することは困難です。手話通訳と他のものを同時に見る進行は避けることが必要です。
- ・手話通訳者が発言の趣旨を把握できない場合には、正確な情報保障をするために、手話通訳者が発言者に対して聞き返すことがあることを理解してください。
- ・聴覚障害者が集中して手話通訳を見続けることは極度の疲労を招きます。適宜休憩時間の確保が必要です。

<u>裁判員裁判に係わるすべての関係者にこれらのことを理解していただき、聴覚に障害のある裁判員が、障害のない裁判員と対等・平等に裁判に係われることを望みます。</u>

尚、裁判員裁判がスタートした後も、聴覚障害者が裁判員として責務を十二分に果たせるよう、各裁判所での事例を集約し、点検し、改善のために、最高裁判所の責任において「裁判員裁判法廷マニュアル」の作成が求められます。

関係諸団体と協議し、上記マニュアルを作成し、聴覚障害のある裁判員が安心して裁判に係わることができるよう環境整備を強く訴えます。

財団法人全日本ろうあ連盟加盟団体一覧

団体名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
社団法人北海道ろうあ連盟	〒060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センター4F	011-221-2695	011-281-1289
社団法人青森県ろうあ協会	〒030-0944	青森市筒井字八ツ橋 76-9 県聴覚障害者情報センター内	017-728-2279	017-728-2273
社団法人岩手県ろうあ協会	〒020-0831	盛岡市三本柳13地割42番1号	019-601-2020	019-601-2021
社団法人宮城県ろうあ協会	〒983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-2 宮城県障害者福祉センター内	022-293-5531	022-293-5532
秋田県聴力障害者協会	〒010-0922	秋田市旭北栄町1-5 県社会福祉会館1F	018-864-2782	018-864-2782
山形県聴力障害者協会	〒990-0041	山形市緑町1-9-30 山形県新築西通り会館3F	023-615-3582	023-615-3583
社団法人福島県聴覚障害者協会	〒960-8141	福島市渡利字七社宮111 県総合社会福祉センター内	024-522-0681	024-522-0681
社団法人茨城県聴覚障害者協会	〒310-0844	水戸市住吉町349-1 県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」内	029-248-0882	029-246-0998
栃木県聴覚障害者協会	〒320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-621-8010	028-621-7896
群馬県聴覚障害者団体連合会	〒371-0843	前橋市新前橋町13-12 県社会福祉総合センター内	027-255-6404	027-255-6870
社団法人埼玉県聴覚障害者協会	〒338-8522	さいたま市浦和区大原3-10-1 県障害者交流センター内	048-824-5277	048-825-0774
社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会	〒260-0022	千葉市中央区神明町204-12	043-308-6372	043-308-5562
社団法人東京都聴覚障害者連盟	〒150-0011	渋谷区東1-23-3 東京聴覚障害者自立支援センター3F	03-5464-6055~6	03-5464-6057
神奈川県聴覚障害者連盟	〒251-0052	藤沢市藤沢933-2 神奈川県聴覚障害者福祉センター内	0466-27-9124	0466-26-5454
社団法人山梨県聴覚障害者協会	〒400−0041	甲府市上石田3-19-23 南西ハイツ104号	055-226-4450	055-226-3310
社団法人新潟県聴覚障害者協会	〒950-0121	新潟市江南区亀田向陽1-9-1 新潟ふれ愛プラザ内	025-381-1956	025-381-4699
社会福祉法人長野県聴覚障害者協会	〒381-0008	長野市下駒沢586 県障害者福祉センター内	026-295-3612	026-295-3610
社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	〒930-0806	富山市木場町2-21 富山県聴覚障害者センター	076-441-7331	076-441-7305
社会福祉法人石川県聴覚障害者協会	〒920-0964	金沢市本多町3-1-10 県聴覚障害者センター内	076-264-8615	076-261-3021
福井県聴力障害者福祉協会	〒910-0026	福井市光陽2-3-22 県社会福祉センター内	0776-22-2538	0776-22-0321
社団法人岐阜県聴覚障害者協会	〒500−8384	岐阜市薮田南5-14-53 岐阜県県民ふれあい会館6階	058-278-1301	058-274-1800
社団法人静岡県聴覚障害者協会	〒420−0856	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館5F	054-254-6303	054-254-6294
社団法人愛知県聴覚障害者協会	〒460−0001	名古屋市中区三の丸1-7-2 桜華会館内	052-221-8545	052-221-8154
社団法人三重県聴覚障害者協会	〒514-0003	津市桜橋2-131 県社会福祉会館内	059-229-8540	059-223-4330

財団法人全日本ろうあ連盟加盟団体一覧

団体名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
社団法人滋賀県ろうあ協会	〒525-0032	草津市大路2-11-33 県立聴覚障害者センター内	077-564-7722	077-564-4157
社団法人京都府聴覚障害者協会	〒604-8437	京都市中京区西ノ京東中合町2番地 京都市聴覚言語障害センター気付	075-841-8433	075-841-8433
社団法人大阪聴力障害者協会	〒540-0012	大阪市中央区谷町5-4-13 大阪府谷町福祉センター大阪ろうあ会館内	06-6761-1394	06-6768-3833
社団法人兵庫県聴覚障害者協会	〒650-8691	神戸市中央区相生町2-2-8 新神戸ビル東館2F	078-371-5613	078-371-0277
社団法人奈良県聴覚障害者協会	〒634-0061	橿原市大久保町320-11 県社会福祉総合センター	0744-29-0133	0744-29-0134
社団法人和歌山県聴覚障害者協会	〒640-8034	和歌山市駿河町35 県身体障害者総合福祉会館内	073-433-4324	073-433-4380
鳥取県ろうあ団体連合会	〒680-0846	鳥取市扇町21番地 鳥取県立生涯学習センター 県民ふれあい会館内	0857-32-6070	0857-32-6071
島根県ろうあ連盟	〒690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2F	0852-32-5922	0852-32-5922
社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会	〒700−0807	岡山市南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館(きらめきプラザ)4F	086-224-2275	086-224-2270
社団法人広島県ろうあ連盟	〒732-0816	広島市南区比治山本町12-2 県社会福祉会館内	082-252-0303	082-252-0303
社団法人山口県ろうあ連盟	〒747-1221	山口市鋳銭司南原2364-1 県聴覚障害者情報センター	083-986-2818	083-986-2818
徳島県聴覚障害者福祉協会	〒770-0005	徳島市南矢三町2-1-59 徳島県立障害者交流プラザ内	088-631-1666	088-631-1666
社団法人香川県ろうあ協会	〒761−8074	高松市太田上町405-1 県聴覚障害者福祉センター内	087-868-9200	087-867-2166
愛媛県聴覚障害者協会	〒790-0811	松山市本町6-11-5 県視聴覚福祉センター内	089-923-7928	089-923-7928
社団法人高知県聴覚障害者協会	〒780-0928	高知市越前町2-4-15 県盲ろう福祉会館3F	088-822-2794	088-875-5307
社会福祉法人福岡県聴覚障害者協会	〒816−0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ3F	092-582-2414	092-582-2419
佐賀県聴覚障害者協会	〒840-0851	佐賀市天祐1-8-5 県総合福祉センター内	0952-22-7307	0952-22-7307
長崎県ろうあ福祉協会	〒852-8114	長崎市橋口町10-22 長崎県聴覚障害者情報センター	095-847-2681	095-847-2572
財団法人熊本県ろう者福祉協会	〒862-0950	熊本市水前寺6-9-4 熊本聴覚障害者総合福祉センター内	096-383-5587	096-384-5937
社会福祉法人大分県聴覚障害者協会	〒870-0907	大分市大津町1-9-5	097-551-2152	097-556-0556
社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会	〒880-0051	宮崎市江平西2-1-20 県立聴覚障害者センター内	0985-38-8733	0985-29-2279
鹿児島県聴覚障害者協会	〒890-0021	鹿児島市小野1-1-1 「ハートピアかごしま」3F	099-228-6357	099-228-6357
沖縄県聴覚障害者協会	〒903-0804	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟3F	098-886-8355	098-882-5911